

令和8年度中野区要保護児童対策地域協議会代表者会議 次第

令和8年7月28日(火) 15時～17時

中野区立教育センター第1001会議室

- 1 子ども・若者支援センター所長挨拶
- 2 各機関の自己紹介(資料1)
- 3 要保護児童対策地域協議会について(資料2、3)
- 4 関係機関からの実績報告及び課題共有について
 - (1) 児童相談所(資料4)
 - (2) すこやか福祉センター(資料5)
- 5 被措置児童等に対する虐待通告等について(資料6)
- 6 意見交換
 - 児童相談所、すこやか福祉センターの報告を聞いての感想
 - 日頃感じている連携についての課題
 - 関係機関との連携がうまくいった事例、うまくいかなかった事例
 - 各機関の現在の支援状況 など
- 7 その他

令和8年度 要保護児童対策地域協議会
代表者会議名簿

	機 関 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	中野区法曹会	監事	岸本 有巨	
2	中野区保護司会	会長	濱本 義典	
3	法務省東京人権擁護委員協議会 中野区委員会	代表	鈴木 一男	
4	警視庁中野警察署	生活安全課長	黒木 広之	
5	警視庁野方警察署	生活安全課長	田村 正志	
6	警視庁戸塚警察署	少年係長	村越 直美	
7	警視庁新宿少年センター	所長	今野 克宣	
8	一般社団法人中野区医師会	小児・学校保健部 担当理事	山岸 千尋	
9	一般社団法人東京都中野区歯科医師会	会長	西原 英志	
10	新渡戸記念中野総合病院	小児科部長	田中 邦生	
11	東京警察病院	小児科部長	梶保 祐子	
12	中野区民生児童委員協議会	会長	脇屋 美智子	
13	中野区私立幼稚園連合会	上ノ原幼稚園園長	吉持 日輪生	
14	社会福祉法人子どもの虐待防止センター	理事長	松田 博雄	
15	中野区社会福祉協議会	常務理事・事務局長	小田 史子	
16	児童養護施設 愛児の家	園長	石綿 徳太郎	
17	児童養護施設 あけの星学園	施設長	石丸 正史	
18	聖オディリアホーム乳児院	施設長	鎌倉 道子	
19	中野区さつき寮	施設長	川口 学	
20	中野区子育て短期支援事業独立型実施施設	代表	上田 馨一	
21	認定NPO法人ブリッジフォースマイル	理事長	林 恵子	
22	中野区立小学校長会	会長	狩野 裕之	
23	中野区立中学校長会	会長	竹之内 勝	
24	子ども・若者支援センター所長		森 克久	
25	児童相談所長		古川 康司	
26	児童相談所副所長		菅野 英司	
27	一時保護所長		河村 陽子	
28	子ども・若者支援センター子ども・若者支援課長		久島 知子	
29	企画部ユニバーサルデザイン推進担当課長		神谷 万美	
30	子ども教育部保育園・幼稚園課長		林 健	
31	子ども教育部子育て支援課長		藤嶋 正彦	
32	子ども教育部育成活動推進課長		鈴木 康平	
33	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長		池内 明日香	
34	地域支えあい推進部すこやか福祉センター調整担当課長		竹内 賢三	
35	地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター担当課長		中村 誠	
36	地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター担当課長		中村 志保合	
37	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長		菅野 多身子	
38	地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター担当課長		高橋 かほる	
39	健康福祉部障害福祉課長		高津 麻子	
40	健康福祉部障害福祉サービス担当課長		堤 文音	
41	健康福祉部生活援護課長		葉山 義彦	
42	教育委員会事務局指導室長		井元 章二	
43	子ども教育部子ども政策担当課長		佐藤 祐斗	

中野区要保護児童対策地域協議会について

1 設置の経緯

平成 16 年に児童福祉法の改正が行われ、支援や保護が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関同士の連絡調整や役割分担を担う「調整機関(事務局)」の明確化、個人情報の保護に配慮しながら必要な情報を共有できる仕組みの整備が制度化された。

これにより、各自治体は「要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」)」を設置できることとなり、中野区においては、事務局を中野区子ども・若者支援センターとし、平成 17 年に要対協を設置した。

(根拠法令)

児童福祉法

(第 25 条の 2)

地方公共団体は単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。

2 構成と協議事項

要対協は、代表者会議、要保護児童サポート会議及び個別ケース検討会議の3層構造となっている。

構成	内容	主な協議事項	頻度
代表者会議	構成機関の各分野の代表者による会議	・基本的な運営方針の決定 ・要保護児童の問題状況の情報共有	年 1 回
要保護児童サポート会議	構成機関の実務担当者による会議	・要保護児童等の実態の把握 ・援助方針の見直し等のケース進行管理 ・支援を行っているケースに関する情報交換 ・代表者会議への報告 ・個別ケース検討会議での課題検討	随時
個別ケース検討会議	支援が必要な個別ケースに関係する実務担当者による会議	・個別ケースに対する検討	随時

3 巡回支援・コンサルテーション

区では、公認心理士等の資格のある相談員が、要保護児童等や保護者への対応について助言等を行う巡回支援・コンサルテーションの事業を実施している。

4 情報共有

要対協では、適切な支援を行うために情報交換や協議を行う必要がある場合は、関係機関等に対し、資料や情報提供を求めることができる。

(根拠法令)

児童福祉法

(第25条の3)

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

5 守秘義務

協議会構成員全体に守秘義務を課すことにより、情報共有を可能にするため、要対協の構成員には、児童福祉法において守秘義務が課せられ、罰則も規定されている(構成機関は、区ホームページ公表している。)

(根拠法令)

児童福祉法

(第25条の5)

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1)国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

(2)法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

(3)前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

(第61条の3)

第11条第5項、第18条の8第4項、第18条の12第1項、第21条の10の2第4項、第21条の12、第25条の5又は第27条の4の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 要保護児童サポート会議の今後の予定

要保護児童サポート会議においては、年間を通じて以下の会議・取組を実施している。

	会議の内容	開催回数等
1	児童相談所と各すこやか福祉センター等の進行管理会議	年4回:5月、8月、11月、2月予定
2	すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターの連絡会	年4回:6月、9月、12月、3月予定
3	各構成機関との情報共有・意見交換	随時
4	実務者研修	年3回実施予定 実施日未定

令和7年度 要保護児童対策地域協議会活動実績

会議名	開催回数	内 容	開催日	出席者数(人)	議 題 等
代表者会議	1	関係機関代表者	令和7年5月28日	41	1 中野区要保護児童対策地域協議会について 2 中野区児童相談所の状況について 3 令和7年度の児童館運営について 4 令和7年度利用者支援事業について 5 社会的養育推進計画について 6 中野区子ども・若者支援地域協議会について 7 中野区の若者支援の状況について
要保護児童サポート会議	34	定例校長会	令和7年4月10日	50	児童相談所との連携について
		定例副校長会	令和7年4月15日	45	児童相談所との連携について
		生活指導主任会	令和7年9月4日	35	性的虐待対応に関するミニ研修 ブロック別情報交換会
		児童館長会	令和7年10月7日	20	事例を通して理解する児童相談所の対応
		民間事業者業務報告会	令和7年10月14日	72	事例を通して理解する児童相談所の対応
		民生・児童委員	令和7年10月16日	40	子育て短期支援事業の拡充について 子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		保護司会	令和7年10月16日	20	子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		中野区私立幼稚園 連合会園長会	令和7年11月5日	20	中野区児童相談所との連携について
		教育・保育情報交換会 (認可保育所、認証保育所、区立幼稚園対象)	令和8年1月27日	57	教育・保育施設と児童相談所との連携について
		障害児通所支援事業所を対象とする 集団指導	令和8年2月24日	59	中野区の子ども相談について(児童相談所を中心に)
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第1回)	令和7年11月21日	26	講演「子どもと家庭の未来を支える仕組み ～児童相談所と里親の取組と里親体験発表～」 講師:中野区児童相談所職員、区内里親登録者
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第2回)	令和7年12月8日	30	講演「要保護児童対策地域協議会について ～子どもを見守るネットワーク作り～」 講師:明星大学 常勤教授 川松 亮 氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第3回)	令和8年1月30日	38	講演「その『気づき』が命を救う分岐点に ～死亡事例から学ぶ支援のヒント～」 講師:立正大学 教授 鈴木 浩之氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第4回)	令和8年2月27日	33	講演思春期・青年期の発達障害 ～支援や理解について～」 講師:早稲田大学 教授 梅永 雄二氏
		進行管理会議	年間16回		児童相談所、すこやか福祉センター(4所)、指導室の 進行管理会議
		すこやか福祉センターと子ども・若者 支援センター連絡会	年間4回		児童相談所、すこやか福祉センター(4所)の関係機関 連携
個別 ケース 検討 会議	73	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで			個別ケースに対する検討

子どもの夢と希望を 実現するために

～児童相談所とすこやか福祉センターの連携～

2026年7月28日

中野区児童相談所



中野区児童相談所

- 中野区は令和4年4月に特別区としては5番目に児童相談所を設置した。

人口 約35万人（こども人口:3万5千人）
面積 15.59km²

令和2年4月 江戸川区 世田谷区
令和2年7月 荒川区
令和3年4月 港区
令和4年4月 中野区

令和8年4月現在23区
中10区が区児童相
談所を設置



令和8年11月に杉並区が区児童相談所を開設します。北区も区児童相談所の設置に向けて準備を進めています。近隣区では、練馬区は東京都練馬児童相談所が設置されました。渋谷区は区児相の設置は行わずに東京都と連携するとし、新宿区は、昨年末に区児童相談所の設置を断念したと報道がありました。

子ども・若者支援センター

○子ども・若者支援課

▶総合相談

- ・18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談
基本的に相談支援は行わずに、適切な相談機関を案内

▶要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会事務局

▶入院助産・養育支援サービス

- ・入院助産、子どもショートステイ、養育支援ヘルパー、子ども配食事業

▶児童福祉推進

- ・未成年後見人支援事業、養親希望者手数料負担軽減事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、社会的養護自立拠点支援事業、ヤングケアラー支援

▶若者支援

- ・義務教育終了後から40歳未満の若者とその家族に関する相談、若者フリースペース事業、給付型奨学金、若者実態調査

○児童相談所(児童福祉課)

- ・児童虐待相談をはじめとして、**子ども家庭支援センター(旧子ども家庭総合支援拠点)機能と児童相談所機能を統合、一体的に運営することにより切れ目のない効果的な相談・支援を実施**



中野区児童相談所運営基本方針

1 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

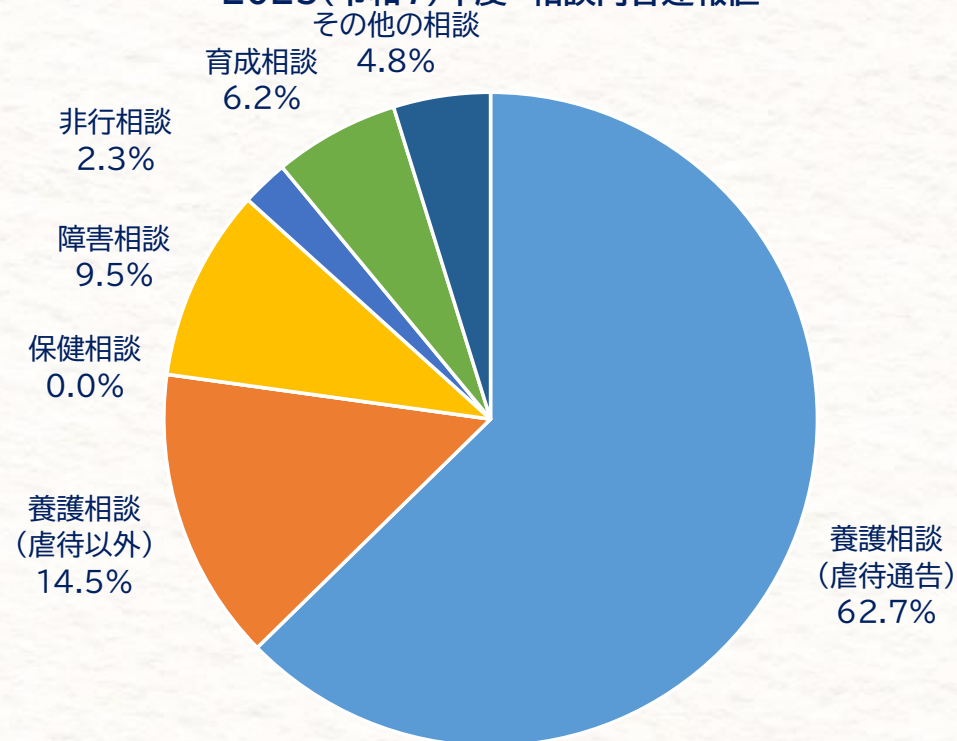
2 基本方針・取組

- ①子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ②子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。



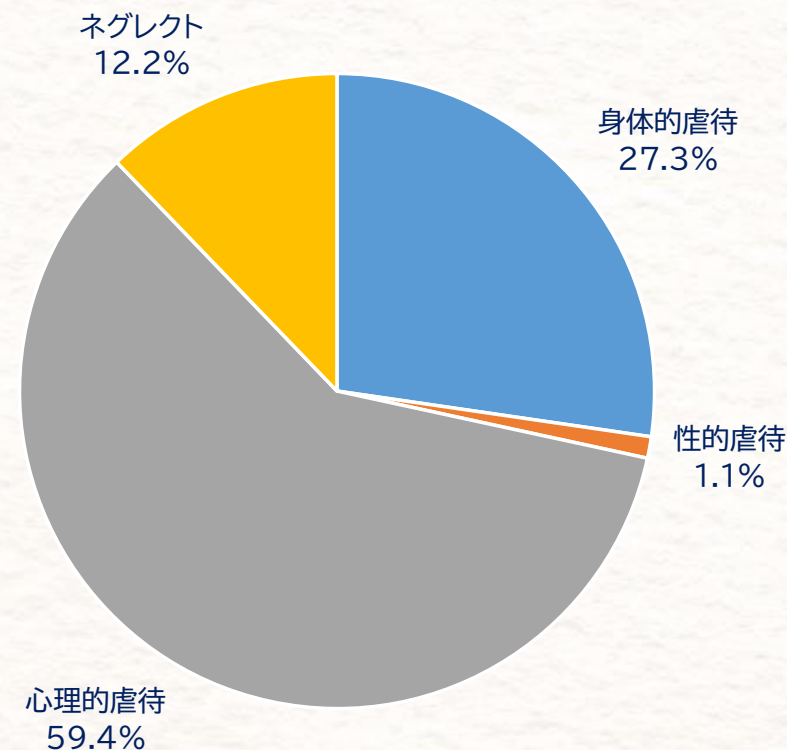
中野区児童相談所の運営状況1

2025(令和7)年度 相談内容速報値



1,492

2025(令和7)年度 虐待対応速報値



902

児童相談所の運営状況2 (数値は速報値)

○一時保護の実施状況

	所内	委託	合計
令和5年(2023)年度	81	41	122
令和6年(2024)年度	93	45	138
令和7年(2025)年度	102	56	158

○児童養護施設等への措置児童及び里親委託(オール東京での運用)

児童福祉施設

令和5年(2023)年度末	65
令和6年(2024)年度末	63
令和7年(2025)年度末	71

里親等

14
17
17

○里親の登録

令和5年(2023)年度末	29
令和6年(2024)年度末	27
令和7年(2025)年度末	30

○令和8年度児童相談所予算

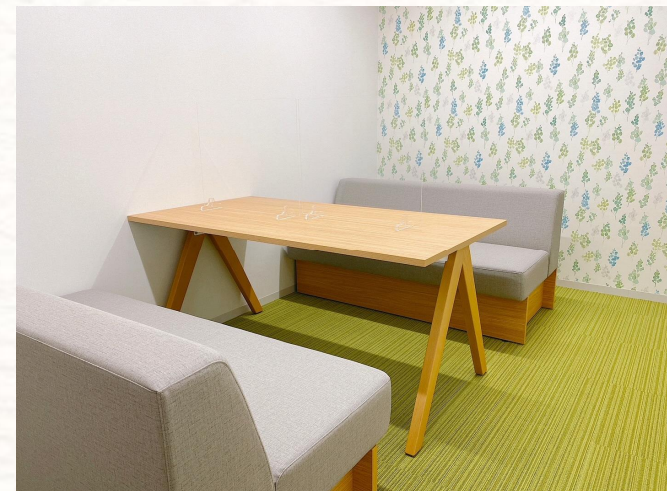
○人件費 892,873千円

(特定財源65,218千円)

○児童相談所運営費 1,531,744千円

うち社会的養護に係る経費 1,374,086千円

(特定財源 647,543千円)

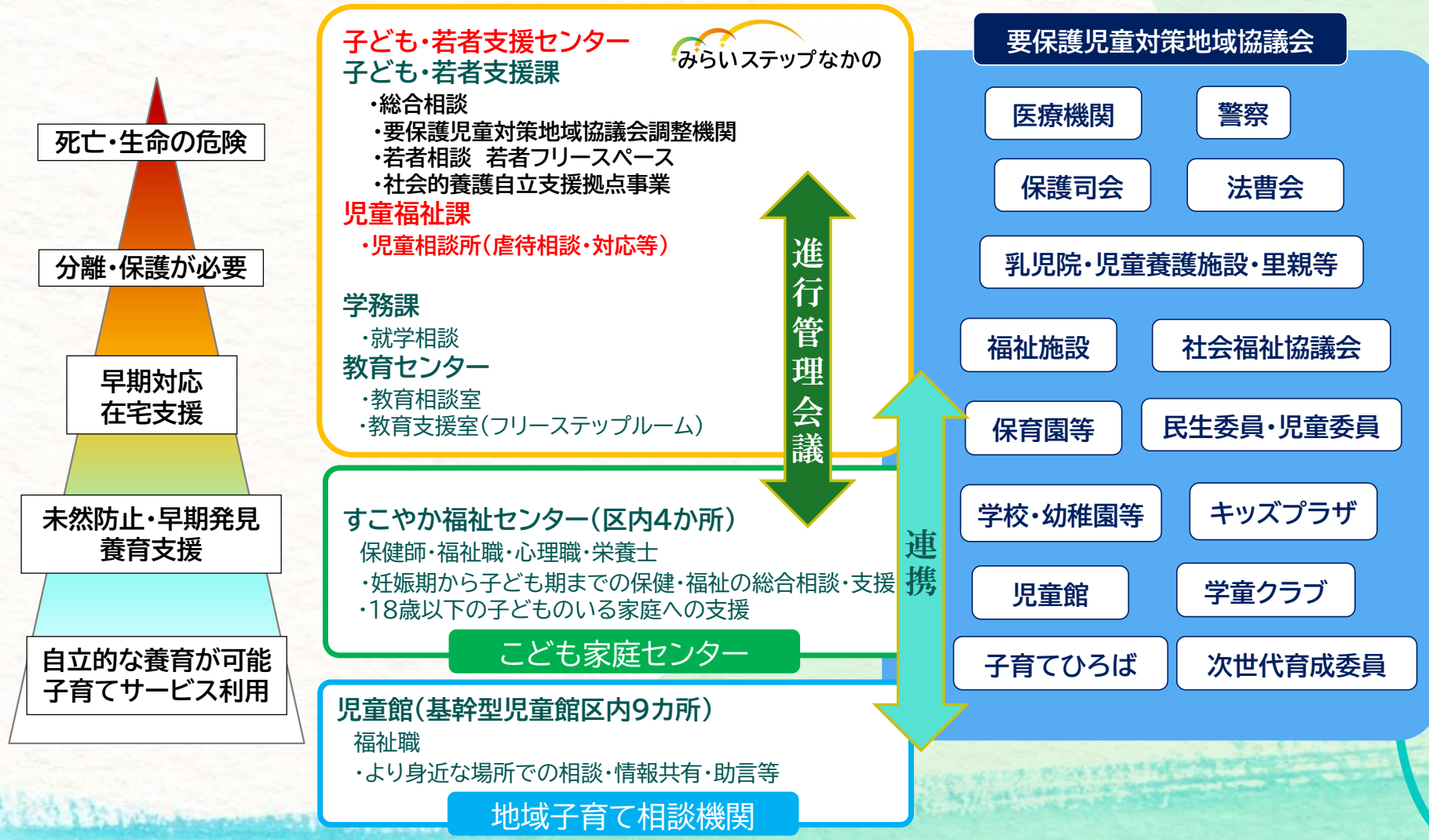


中野区児童相談所の特徴

- 1 初動から一貫したより迅速な対応と意思決定
区児童相談所の判断で、迅速な対応が可能
S of Sによるソーシャルワークの平準化
- 2 地域と連携したきめ細かい支援の実現
区の子育て支援サービスの活用や地域の関係機関との連携による支援
- 3 児童相談所の専門機能が区民の身近に
児童心理司による心理支援や専門医による医学診断、一時保護による
行動観察等、専門的かつ総合的な支援
療育手帳（愛の手帳）の判定の迅速化
- 4 一時保護所の運営
個室化、学校と連携した学習支援、英語教育、登校支援、個別外出、第三者による
意見表明支援（アドボケイト）、いちほ会議等の実施



中野区の子ども・家庭相談の仕組



【要対協を通じた連携】

○実務者会議

中野区では、要保護児童対策地域協議会の実務者会議については、関係機関種別ごとに実施している。

児童館館長会、学童クラブ所長会、就学前教育・保育情報連絡会等

基本は、年に1回、関係機関種別ごとに、児童相談所の運営状況や各機関ごとの対応事例等を共有し、虐待の早期発見や通告のポイント等について振り返り、関係機関との連携促進に努めている。

特に公立学校とは、校長会、副校長会、養護教諭、生活指導主任会に連携のポイント等を伝えている。昨年度は、養護教諭と生活指導主任会に対して、性的虐待への対応についてポイントを説明。



すこやか福祉センターの概要

区内4か所に展開するすこやか福祉センターは、地域の身近な保健と福祉の総合窓口として、妊産婦・子ども・高齢者・障害者等にかかる相談支援の機能

すこやか福祉センターは、子ども・家庭へのきめ細かく寄り添った支援を妊娠からトータルに関わりながら実施し、母子保健等の関与を通じて児童虐待に関する啓発や未然防止や早期発見、発達・養育支援の役割を担っている

母子保健と児童福祉を一体的に対応する
こども家庭センターとしての役割

中野区では、児童虐待対応は、中野区児童相談所のみが行います。

すこやか福祉センターと児童相談所の連携の基本的考え方

- 児童虐待は児童相談所が担当する。
- 特定妊婦はすこやか福祉センターが担当する。ただし、出産後児童の保護が必要になりそうなケースについては、児童相談所と連携して対応する。
- 児童虐待以外の養護相談や育成相談等は、受けつけた機関が対応する。
- 児童虐待対応等終了後、児童相談所からすこやか福祉センターへのケース引継ぎの目安
 - ・保護者や児童に精神疾患疑いがあり、すこやかでの専門的な相談対応を要する。
 - ・対象児が乳幼児で母子保健の具体的な助言や指導を要する。
 - ・対象児に発達課題がある又は可能性があり、専門的な助言や療育機関への繋ぎを要する。
 - ・児相係属以前からすこやかとの相談関係があり、身近な地域での継続的な相談対応を要する。

すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターの連携

1 要保護児童対策地域協議会 実務者会議

特定妊婦をはじめとして、すこやか福祉センターと児童相談所が相談支援しているケースについて、
進行管理会議を行っている

【メンバー】

○すこやか福祉センター担当課長、地域子育て支援担当係長、ケース担当職員等

○児童相談所副所長、児童相談所相談係長、支援第一又第二係長、心理係長又は心理ケア担当係長、
児童相談所業務指導員

○指導室指導主事

(事務局)子ども・若者支援課長、養育支援調整係長、養育支援業務指導員

【開催回数】

各すこやか年4回

すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターの連携

2 すこやか福祉センター支援検討会議等への養育支援業務指導員の参加

要対協の一環として、養育支援業務指導員が、定期的に、すこやか福祉センター支援検討会議等に参加するほか、困難ケース等の相談に随時応じて、児童相談所との役割分担の明確化や相談機能充実を図る。

3 児童相談所で行われるSVへの参加

児童相談所で行われるSV（福祉、弁護士、医療）を交えた協議等への参加することで、連携した支援を行っていく。

4 児童相談所主催の研修への参加

児相主催の専門研修への参加によるすこやかの相談機能の強化を図る。

5 児童相談所システムの配置

- すこやか福祉センターに児童相談所システムを1台配置し、児童相談所と連携して対応している
- ケースの把握を促進する。

すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターの連携

- 6 里親委託等推進委員会への参加(すこやか福祉センター担当課長)
里親委託を推進するために設置された会議へ地域の相談支援機関としての参加
- 7 親子関係形成支援事業の実施《令和7年度から実施 令和10年すこやか実施を目標》
要保護・要支援児童及びその保護者が親子間の適切な関係性を築くため、ペアレント・トレーニング等を予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とすこやか福祉センターが連携して実施する。
- 8 すこやか福祉センター合同ケース会議への児童相談所職員の参加
すこやか間のケースワークの標準化及び支援スキルの向上のため開催されている合同ケース会議について、テーマによっては児童相談所係長等の参加を求め、すこやか福祉センターの業務標準化の一助とする。
- 9 心理ケア担当係長の関与《令和8年度新規》
心理ケア担当係長を専任で配置した。親子関係形成支援事業のすこやか福祉センターでの展開支援をはじめ、区内心理職の心理職としての資質向上に向けた支援を行っていく。

要保護児童対策地域協議会 代表者会議資料

すこやか福祉センター(こども家庭センター) における支援の状況等について

令和8年7月28日(火)

中野区南部すこやか福祉センター



すこやか福祉センター（こども家庭センター）

地域の身近な保健と福祉の総合窓口として、
妊産婦・こども・高齢者・障害者等にかかる相談支援の機能

こども・家庭へのきめ細かく寄り添った支援を
妊娠からトータルに関わりながら実施し、
虐待の未然防止や早期発見、発達・養育支援の役割を担っている



医療と福祉の中間に位置する重要な役割

○かんがる一面接件数(4所合計)

妊娠20週以降の妊婦及び産婦を対象に、保健師等が面接を実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援や地域のサービス紹介を行うとともに、一人ひとりに応じた支援プランを作成

	一 般	要支援
令和7年度	2,381	124
令和6年度	2,355	91

※ 令和7年度の実績は暫定値であり、今後の精査により変更となる場合があります。

〇こんにちは赤ちゃん訪問件数(4所合計)

赤ちゃんが健やかに育つように、生後4か月以内の乳児のいる家庭に保健師または訪問指導員等が訪問し、お子さんの発育、健康状態の確認をしながら、産婦の健康や育児指導・支援を行っている。

区 分	出生 通知数	こんにちは赤ちゃん訪問	
		訪問指導員	保健師
令和7年度	2,133	1,788	300
令和6年度	2,186	1,790	322
令和5年度	2,134	1,889	304

※ 令和7年度の実績は暫定値であり、今後の精査により変更となる場合があります。

○産前・産後サポート事業実施状況(4所合計)

区 分	産前サポート事業		産後サポート事業	
	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数
令和7年度	22回	195人	91回	3,387人
令和6年度	20回	160人	121回	3,682人
令和5年度	22回	172人	122回	3,347人

※ 産前サポート事業

妊娠期における出産や育児の不安、孤立感の解消を図る。(マタニティークラス、妊婦さんクラス)

※ 産後サポート事業

親同士の情報交換、交流機会を設けることで、育児不安の解消、仲間づくりを促す。
(ウェルカム！！はじめてママ、父親向け栄養講習会、BP1・BP2プログラムなど)

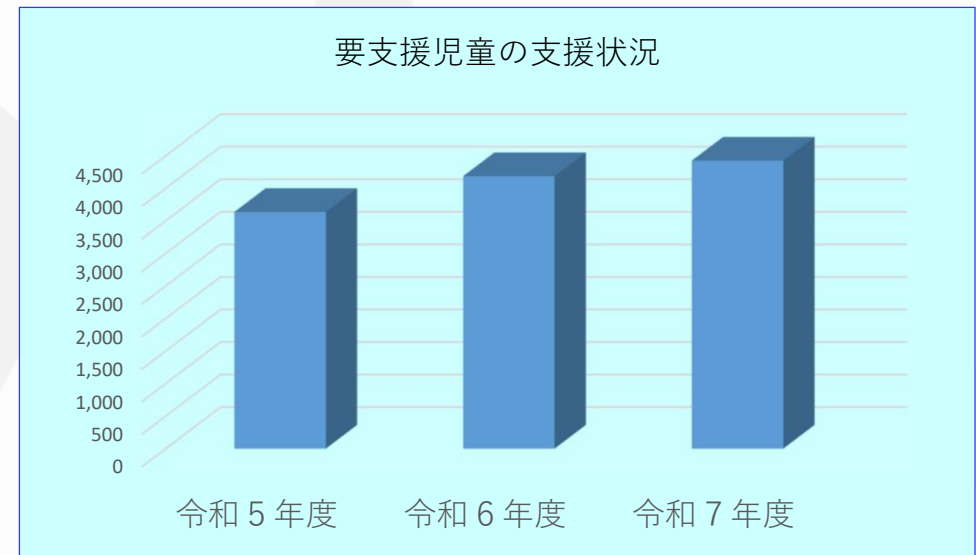
※ 令和7年度の実績は暫定値であり、今後の精査により変更となる場合があります。

○要支援児童の支援状況(4所合計)

令和7年度 4,424件

令和6年度 4,185件

令和5年度 3,636件



○特定妊婦対象件数(4所合計)

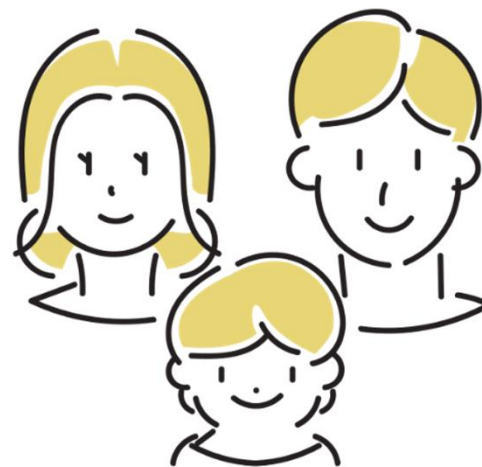
令和7年度 145件

※ 令和7年度の実績は暫定値であり、今後の精査により変更となる場合があります。

【事例】

メンタル不調の母の家庭への支援

※ 事例の詳細は、当日の投影資料にてご紹介します。





地域全体で子どもと家庭を支えるために！

支援を必要とする子どもと家庭は年々増加しています。

気になるご家庭がありましたら、是非、早めにご相談ください。

子どもたちが安心して成長できる地域づくりのため、今後とも連携をお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました



令和8年7月28日(火)

要保護児童対策地域協議会代表者会議資料

子ども教育部子ども・教育政策課

被措置児童等に対する 虐待通告等について

目次

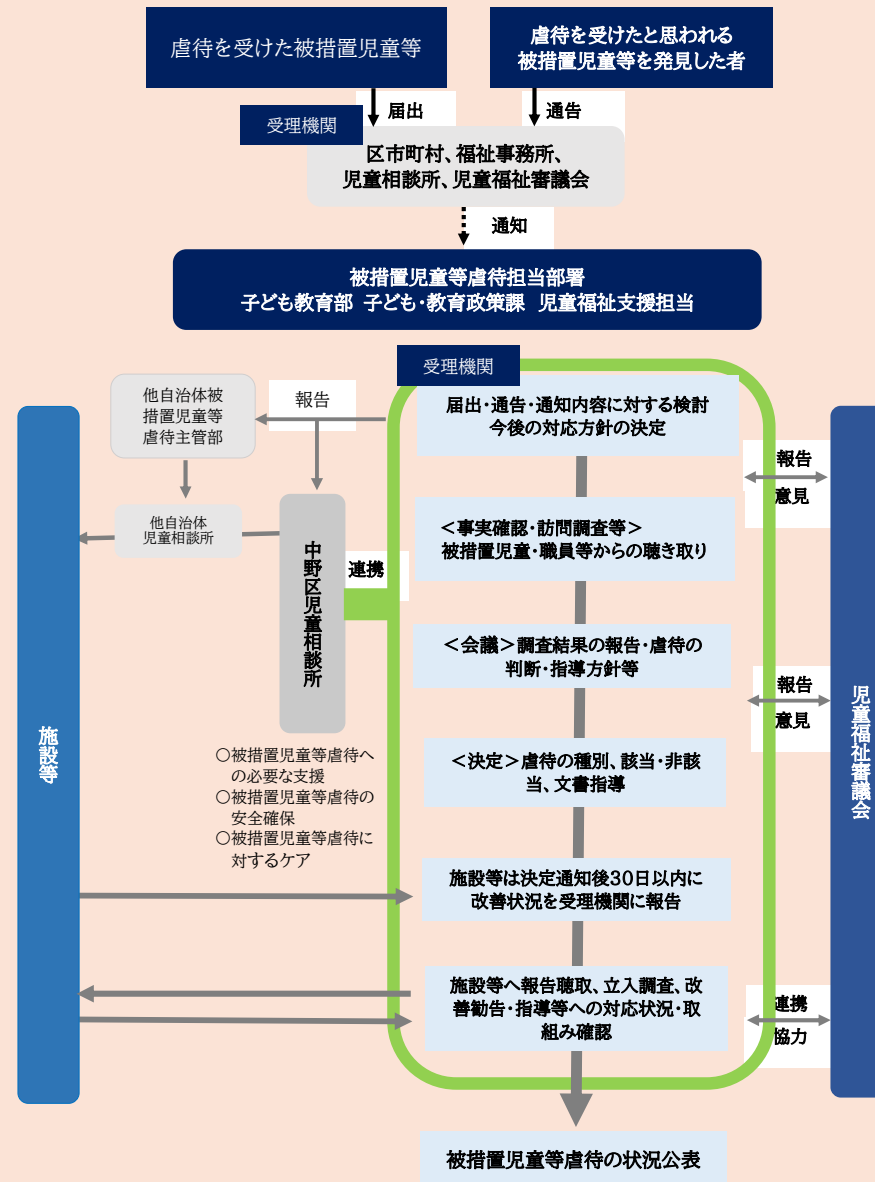
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要
- 通報義務等の対象施設・事業
- 被措置児童等虐待通告対応の流れ
- 実施内容

児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第29号)の概要

- ・主に社会的養護施設等が対象だったが、保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様の規定を設ける。(施行日令和7年10月1日)
- ・通報義務等の対象として追加する施設・事業
⇒ 保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業

種別	施設数	施設・事業所管
保育所	区立10・民間83	保育園・幼稚園課
幼保連携型認定こども園	3	保育園・幼稚園課
幼稚園	区立2・民間16	保育園・幼稚園課
家庭的保育事業	6	保育園・幼稚園課
小規模保育事業	9	保育園・幼稚園課
居宅訪問型保育事業	1	保育園・幼稚園課
事業所内保育事業	0	保育園・幼稚園課
認可外保育施設	6	保育園・幼稚園課
一時預かり事業	区立10(保育所10、幼稚園2) 民間14(保育所14、幼稚園12)	子育て支援課／保育園・幼稚園課
病児保育事業	4	子育て支援課
乳児等通園支援事業		保育園・幼稚園課
児童自立生活援助事業	0	子ども・若者支援課
放課後児童健全育成事業	区立24・民間18	育成活動推進課
子育て短期支援事業	3施設・4家庭	子ども・若者支援課
意見表明等支援事業	1	子ども・教育政策課
母子生活支援施設	1	子育て支援課
児童館	18	育成活動推進課

被措置児童等虐待対応の流れ



実施内容

通告・届出
受理



安全確保



調査



判定



改善指導・
再発防止

I 通告・届出受理

通告・届出者	通告・届出受理機関	電話番号
発見者	子ども教育部子ども・教育政策課被措置児童SOS専門ダイヤル	03-3228-5890
	中野区児童福祉審議会	03-3228-5605
	中野区児童相談所	03-5937-3289
被措置児童	子ども教育部子ども・教育政策課被措置児童SOS専門ダイヤル	03-3228-5890
	中野区児童福祉審議会	03-3228-5605
	中野区児童相談所	03-5937-3289

安全確保

1. 通告・届出の受付
2. 受理会議の開催
3. 子どもの安全確認（原則48時間以内に実施）
4. 必要に応じて虐待者との分離、一時保護、関係機関との連携

調査・判定

調査内容

- ・子ども、職員、通告者への聞き取り
- ・現場確認
- ・記録確認

判定

虐待該当／虐待非該当／非該当（文書指導）／判断不可

改善指導

☑虐待該当

【施設職員等】施設等へ改善を指導し、30日以内に改善報告を求める

【里親】児童相談所に通知、里親登録の抹消手続き

☑非該当（文書指導）

【施設職員等】施設等へ改善を求める文書を通知

【里親】里親に改善を求める文書を通知。児童相談所に情報提供

⇒重大事案は警察への告発も検討。

虐待発生状況の公表（児童福祉法第33条の16の2）

毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合にとった措置、その他内閣府令で定める事項を公表する。

*被措置児童等虐待の防止に向けた取組を進めることを目的とし、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与える趣旨ではない

↓ 中野区公式ホームページより

被措置児童等虐待事案の公表について

過去の該当事案なし。

公表対象

(こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より)

- **被措置児童等虐待の状況**

虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状況等）

被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）

- **被措置児童等虐待に対して講じた措置（報告徴収等、改善勧告、改善命令、事業停止等）**

- **その他**

施設等の種別

被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種